

サービスを利用するまでの流れ

●住み慣れた地域で、いつまでも元気で自分らしく暮らすために

介護保険は、介護が必要となっても高齢者が地域で安心して暮らすことを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

介護保険サービスを利用する上で大切なことは、どんな生活を送りたいかという目標を持ち、実現のために役立つサービスを上手に選ぶことです。まずは、地域包括支援センターや高齢福祉課等の窓口にご相談しましょう。

1 相談します

自立した生活を送るために、どんなサービスが必要なのか地域包括支援センターや高齢福祉課の窓口で相談します。

いつまでも自立した生活続けるために、介護予防に取り組みましょう。

49ページへ

2 基本チェックリストを受けます

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターで基本チェックリストを受けます。基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は、「事業対象者」としてサービス・活動事業を利用できます。

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる方には要介護・要支援認定の申請を案内します。
※40歳以上65歳未満の方は、基本チェックリストの判定によるサービス・活動事業の利用はできません(要介護・要支援認定を申請し、要支援1・2と認定された方が利用できます)。

利用までの手続きは
13ページへ
利用できるサービスは
45ページへ

2 要介護・要支援認定を申請します

高齢福祉課等の窓口にて認定の申請をしてください。申請は、本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の被保険者証
- 個人番号に関するもの
- 医療情報
(医療保険の資格情報画面または資格情報のお知らせ、資格確認書)
- 健康保険の被保険者証の写し
(第2号被保険者の場合)

申請書には、医療保険被保険者番号、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。

申請担当窓口

- 高齢福祉課 (市役所2階D6番窓口)
- 保健福祉相談担当 (市役所1階A18番窓口)
- 各地区市民センター及び出張所

3 認定調査が行われます

●認定調査

申請後、宇都宮市の調査員が電話等で調査日時の希望をお聞きします。その後、自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)



●主治医意見書

本人の主治医(かかりつけ医)が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。

なお、この意見書は、宇都宮市から主治医に直接依頼します。申請者は、前もって主治医に介護保険の要介護・要支援認定の申請をすることをお伝えください。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排便 |
| ●寝返り | ●清潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗身 | ●薬の内服 |
| ●視力 | ●金銭の管理 |
| ●聴力 | ●日常の意思決定 |
| ●移乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | |
| ●食事摂取 | |

概況調査

特記事項

キーワード解説 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その方らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える中核機関として、地域包括支援センターが設置されています。

※詳しくは、57～58ページをご覧ください。

- 介護予防ケアマネジメント(自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援(何でもご相談ください)
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止(みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援(さまざまな方面から支えます)



主任ケアマネジャー



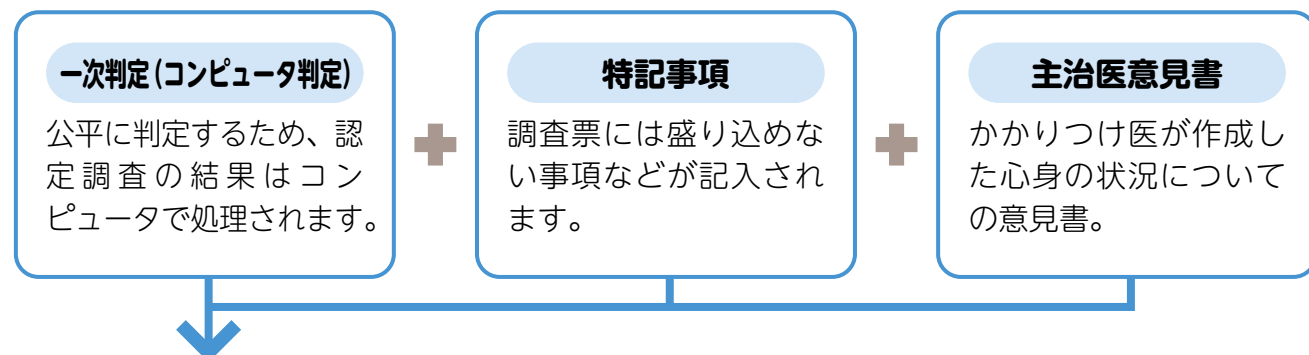
保健師



社会福祉士

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



二次判定(介護認定審査会)

宇都宮市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に認定されます。

- 要介護1～5→介護サービスが利用できます。
※サービス・活動事業を利用している方が要介護1～5のいずれかに認定された場合でも、宇都宮市が定める要件に該当する方については、継続してサービス・活動事業を利用できます。
- 要支援1・2→介護予防サービス、宇都宮市が行うサービス・活動事業が利用できます。
- 非該当→介護サービスや介護予防サービスは利用できません。
ただし、基本チェックリストを受けて「事業対象者」と判定された場合は、宇都宮市が行うサービス・活動事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護・要支援認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

要介護状態区分

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。

要支援1

要支援2

要介護状態が軽く、介護予防サービスやサービス・活動事業によって生活機能が改善する可能性の高い方などです。

非該当

要介護や要支援に当てはまらない方です。

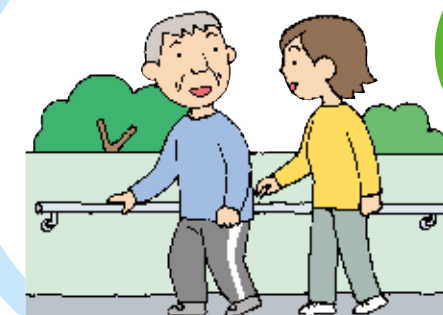
基本チェックリストを受けて「事業対象者」と判定された場合は、サービス・活動事業が利用できます。

介護サービス (介護給付)が利用できます



利用までの手続きは
15ページへ
利用できるサービスは
24ページへ

介護予防サービス (予防給付)が利用できます



利用までの手続きは
13ページへ
利用できるサービスは
24ページへ

サービス・活動事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) が利用できます



利用までの手続きは
13ページへ
利用できるサービスは
45ページへ